

# 松原市企業立地促進制度を利用される事業者の水道料金軽減について

松原市水道事業では、企業立地促進制度を利用される事業者への支援として、一定以上の水量を利用した場合に、水道料金の負担を軽減いたします。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に新たに企業を立地する事業者</li> <li>○市内事業者で新たに市内に事業所を設置する事業者</li> </ul>
要件 (①または②のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業立地促進条例第4条第1項各号における指定事業者。</li> <li>②企業立地促進条例第5条第1号における指定事業者。</li> </ul> <p>*①及び②ともに、対象事業者の家屋を賃借し事務所としている事業者については、本事業の対象軽減者に含まれます。</p>
軽減期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最初の検針日より3年間 (土地区画整理事業の施行に係る土地内は5年間)</li> </ul>
軽減内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1カ月の使用水量が100 m<sup>3</sup>を超える場合に、その超過料金を使用水量に応じた傾斜的な減額を行います。</li> </ul> <p>水道料金単価(消費税抜き)</p> <p>100 m<sup>3</sup>超 : 361 円 ⇒ 100 m<sup>3</sup>超～ 500 m<sup>3</sup>まで : 145 円 500 m<sup>3</sup>超～2,500 m<sup>3</sup>まで : 109 円 2,500 m<sup>3</sup>超～2,500 m<sup>3</sup>まで : 73 円</p>
水道料金の軽減例 【年間金額】 (メーター50mm、消費税込)	<p>◇例1 : 月使用水量 200 m<sup>3</sup>、年間使用水量 2,400 m<sup>3</sup>の場合 通常水道料金 85 万 1 千円 ⇒ 軽減後水道料金 56 万 5 千円</p> <p style="text-align: center;"><b>28万6千円の軽減</b></p> <p>例2 : 月使用水量 1,000 m<sup>3</sup>、年間使用水量 12,000 m<sup>3</sup>の場合 通常水道料金 466 万 3 千円 ⇒ 軽減後水道料金 185 万 9 千円</p> <p style="text-align: center;"><b>280万4千円の軽減</b></p>

○お問い合わせ

松原市役所 上下水道部上下水道総務課  
〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号  
TEL. 072-337-3135 直通



松原市の事業者を応援します。

松原市企業立地促進制度と併せてご利用ください。